

2019年1月25日 全13頁

2019年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）

金融調査部
主任研究員 金本悠希

〔要約〕

- 2019年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制に関連する主な動きをまとめた。
- 2019年3月31日から、3メガバンク（銀行持株会社）に対する TLAC 規制の導入、銀行が TLAC 債等を保有する場合の扱いを定めた TLAC 保有規制の導入、証券化商品の扱いの見直し、ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の見直しが適用される。
- 同じく 2019年3月31日から、国際統一基準行についてのみ、安定調達比率規制、及びレバレッジ比率の最低比率基準が導入される。また、同日から、国内基準行についてのみ、金利リスクのモニタリングの見直しが適用される（国際統一基準行は実施済）。
- 2019年3月より後の見直しについては、2021年3月31日から、野村ホールディングスに対する TLAC 規制が導入される。現時点で未定だが、2022年3月31日から、2017年未のバーゼルⅢの最終合意の内容が施行される見込みである。

はじめに

2019年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行の自己資本比率規制）に関連する主な動きをまとめた。

1. 2019 年以降の制度改正（バーゼル規制関連）

2019 年以降に予定される主な制度改正のうち、バーゼル規制に関連する事項は次の図表 1 の通りである。

図表 1 主な制度改正の見通し（バーゼル規制関連）

時期	事項
2019 年	
3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◆国内基準行について、金利リスクのモニタリングの見直しの施行 ◆ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の見直しの施行 ◆G-SIBs (3 メガバンク) に対する TLAC 規制の導入 (リスクアセット比 16%、総エクスポージャー比 6%) ◆TLAC 保有規制の導入 ◆証券化商品の扱いの見直しの施行 ◆国際統一基準行について、安定調達比率規制の導入 ◆国際統一基準行について、レバレッジ比率の最低比率基準の導入
2021 年	
3 月 31 日	◆野村ホールディングス (野村 HD) に対する TLAC 規制の導入 (リスクアセット比 16%、総エクスポージャー比 6%)
2022 年	
3 月 31 日	◆G-SIBs (3 メガバンク) に対する TLAC 規制の水準引き上げ (リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%)
3 月 31 日 (見込み) (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ◆信用リスクに係る標準的手法・内部格付手法の見直しの施行 ◆マーケット・リスク計測手法の見直しの施行 ◆オペレーショナル・リスク計測手法の見直しの施行 ◆資本フロアの導入 (※2) ◆G-SIBs へのレバレッジ比率のバッファの導入
2024 年	
3 月 31 日	◆野村 HD に対する TLAC 規制の水準引き上げ (リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%)

(※1) バーゼル銀行監督委員会では 1 月 1 日導入とされているが、わが国では 3 月 31 日から導入されると予想される。

(※2) 2022 年 (50%) から 2027 年 (72.5%) まで 5 年間かけて段階的に水準を引き上げ。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2. G-SIBs 等への TLAC 規制の導入（2019 年 3 月 31 日から）

金融庁は、2018 年 12 月 28 日に TLAC 規制を導入する告示案等を公表した（本稿執筆時点で未確定）。TLAC 規制対象会社は、危機に陥った場合に債権者等に損失を負担させ、資本の再構築を行うために、予め「総損失吸収力 (TLAC; Total Loss Absorbing Capacity)」を確保することが求められる。TLAC 規制対象会社は、2019 年 3 月 31 日から 3 メガバンクの銀行持株会社（三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグ

グループ。以下、「3メガ持株会社」という。G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に該当が該当し、2021年3月31日からはD-SIBs（国内のシステム上重要な銀行）のうち野村ホールディングス（HD）が該当する。

この総損失吸収力は、グループ外の投資家に損失を負担させるものであり、後述の内部 TLAC と対比して「外部 TLAC」と呼ばれる。外部 TLAC には、バーゼル規制の最低所要資本（8%）及び余剰規制資本が算入されるが、原則として資本バッファの算入は認められない¹。さらに、外部 TLAC には、持株会社が発行する普通社債で所定の要件を満たすものが算入され、預金等や、デリバティブ取引に係る債務等（「除外債務」）は除外される。一方、預金保険機構に事前に積み立てられた資金が資本再構築に利用可能であれば、一定の比率が外部 TLAC として勘案される。

外部 TLAC の所要水準は、自己資本比率の分母であるリスク・アセットに対する比率、及び、レバレッジ比率の分母である総エクスポージャーに対する比率として、それぞれ以下の水準が定められており、両者を満たす必要がある。

図表 2 外部 TLAC の所要水準（案）

3メガ持株会社		野村 HD	
2019年3月31日～2022年3月30日	リスク・アセット比：16%（※1） 総エクスポージャー比：6%（※1）	2021年3月31日～2024年3月30日	リスク・アセット比：16%（※1） 総エクスポージャー比：6%（※1）
2022年3月31日以降	リスク・アセット比：18%（※2） 総エクスポージャー比：6.75%（※2）	2024年3月31日以降	リスク・アセット比：18%（※2） 総エクスポージャー比：6.75%（※2）

（※1）預金保険機構の積立資金が資本再構築に利用可能であれば、リスク・アセット比2.5%相当を算入可。

（※2）預金保険機構の積立資金が資本再構築に利用可能であれば、リスク・アセット比3.5%相当を算入可。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、TLAC 規制対象会社（3メガ持株会社及び野村 HD）は、主要子会社へ出資や債券投資等を行うことにより、外部 TLAC で確保した損失吸収力等を主要子会社に対して分配することが求められる。主要子会社に分配する損失吸収力は「内部 TLAC」と呼ばれる。

3. TLAC 保有規制の導入（2019年3月31日から）

金融庁は、2018年12月28日に告示等の改正案を公表し（本稿執筆時点で未確定）、TLAC に該当するいわゆる TLAC 債等を銀行が保有する場合のダブル・ギアリング規制やリスク・ウェイトの扱いを定めた、TLAC 保有規制を導入することとしている。2019年3月31日から適用される。

TLAC 保有規制の対象には、TLAC 債だけでなく、それと発行体が同一で、債権者の優先順位が

¹ 外部 TLAC を総エクスポージャー比で算出する場合は、資本バッファも外部 TLAC への算入が認められる。

同順位であるもの（同順位商品）等も含まれる。TLAC 保有規制は、保有主体が、国際統一基準行（TLAC 規制対象会社を除く²。以下、本章において同じ）か国内基準行かに応じて、次のように定められている。

（1）国際統一基準行が保有している場合

（ア）原則的扱い

現行制度では、国際統一基準行が他の金融機関等（10%超の議決権を保有していない先）の資本調達手段（普通株式、その他 Tier1 資本調達手段、Tier2 資本調達手段）を保有している場合、資本調達手段の合計が自行の普通株式等 Tier1 資本の 10%を超える部分が、保有している資本調達手段の額に応じて、自行の自己資本から控除される（いわゆるダブルギアリング規制）。

国際統一基準行に対する TLAC 保有規制は、一定額を超える TLAC 債・同順位商品等を、Tier2 資本調達手段とみなしてダブルギアリング規制を適用するものといえる。具体的には、国際統一基準行が他の金融機関等（10%超の議決権を保有していないもの³）の TLAC 債・同順位商品等を保有している場合、自行の普通株式等 Tier1 資本の 5%を超える部分を Tier2 資本調達手段と扱い、他の資本調達手段との合計が自行の普通株式等 Tier1 資本の 10%を超えれば、TLAC 債・同順位商品等に相当する部分が自行の Tier2 資本から控除される。

一方、TLAC 債・同順位商品等のうち、Tier2 資本から控除される部分以外は、国際統一基準行が標準的手法採用行の場合、金融機関向けエクスポージャーとして扱われる。TLAC 債・同順位商品等の発行体が我が国の金融機関の場合、20%のリスクウェイトが適用される⁴。

例えば、自行の普通株式等 Tier1 資本が 8,000 億円で、他の金融機関等（10%超の議決権を保有していないもの）の普通株式、その他 Tier1 資本調達手段、Tier2 資本調達手段、TLAC 債・同順位商品等をそれぞれ 300 億円、200 億円、300 億円、600 億円保有していたとする。この場合、 $300 \text{ 億円} + 200 \text{ 億円} + 300 \text{ 億円} + (600 \text{ 億円} - 8,000 \text{ 億円} \times 5\%) = 1,000 \text{ 億円}$ となり、自行の普通株式等 Tier1 資本の 10%（800 億円）を超える 200 億円が自行の自己資本から控除される。控除額は保有している資本調達手段に応じて按分され、TLAC 債・同順位商品等に相当する部分である、 $200 \text{ 億円} \times (600 \text{ 億円} - 8,000 \text{ 億円} \times 5\%) / 1,000 \text{ 億円} = 40 \text{ 億円}$ が Tier2 資本から控除される。

一方、TLAC 債・同順位商品等のうち残りの 560 億円は、金融機関向けエクスポージャーとして扱われ、20%のリスクウェイトが適用される。

² 保有主体が、TLAC 規制対象会社（3メガ持株会社及び野村 HD）である場合の扱いについては、別途定められている。

³ 一方、国際統一基準行が他の金融機関等（10%超の議決権を保有しているもの）の TLAC 債・同順位商品等を保有している場合、その全額が自行の Tier2 資本から控除される。

⁴ 金融機関向けエクスポージャーのリスクウェイトは、金融機関の設立国の政府の格付に応じて定められており、我が国の金融機関の場合、本稿執筆時点の我が国政府の格付を前提とすると、20%のリスク・ウェイトが適用される。

(イ) 経過措置

国際統一基準行が国内の TLAC 規制対象会社（3メガ持株会社及び野村 HD）の同順位商品を保有する場合について、次のような経過措置が定められている。

国際統一基準行が、国内の TLAC 規制対象会社の同順位商品（TLAC 債は含まない）のうち、TLAC 規制の適用日（3メガ持株会社は 2019 年 3 月 31 日、野村 HD は 2021 年 3 月 31 日）までに発行されたものを、同日に保有し、保有を継続していれば、TLAC 規制の適用日から 5 年間はダブルギアリング規制の対象に含めず、金融機関向けエクスポージャー（標準的手法の場合、20% のリスク・ウェイト）として扱うことができる。

図表 3 国際統一基準行が保有する同順位商品に関する経過措置（案）

国際統一基準行が保有する、3メガ持株会社・野村 HD の同順位商品のうち、以下のものを金融機関向けエクスポージャーとして扱うことができる

発行体	対象	適用期間
3メガ持株会社	2019年3月31日に保有し、保有を継続しているもの	2019年3月31日～ 2024年3月30日
野村 HD	2021年3月31日に保有し、保有を継続しているもの	2021年3月31日～ 2026年3月30日

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 国内基準行が保有する場合

(ア) 原則的扱い

現行制度では、国内基準行が他の金融機関等の資本調達手段を保有する場合、普通株式（又は強制転換条項付優先株式）以外であれば、原則として 250% のリスク・ウェイトが適用される⁵。

一方、国内基準行が、他の金融機関等（10% 超の議決権を保有していないもの⁶）の TLAC 債・同順位商品等を保有する場合、自行の自己資本の 5% 相当額を超える部分は 150% のリスク・ウェイトが適用される。一方、自行の自己資本の 5% 相当額までは、国内基準行が標準的手法採用行の場合、金融機関向けエクスポージャーと扱われ、20% のリスク・ウェイトが適用される。

(イ) 経過措置

国内基準行が TLAC 債・同順位商品等を保有する場合、前述の国際統一基準行と同様、同順位商品に関する経過措置が適用される。

さらに、国内基準行が TLAC 債を保有する場合については、2019 年 3 月 31 日に保有し保有を継続していれば、2029 年 3 月 30 日まで、（自行の自己資本の 5% 相当額を超える部分含め）金

⁵ 経過措置により、2014 年 3 月 31 日～2015 年 3 月 30 日までは 100%、2015 年 3 月 31 日～2017 年 3 月 30 日までは 150%、2017 年 3 月 31 日～2019 年 3 月 30 日までは 200% のリスク・ウェイトが適用される。

⁶ 一方、国内基準行が、他の金融機関等（10% 超の議決権を保有しているもの）の TLAC 債・同順位商品等を保有する場合、250% のリスク・ウェイトが適用される。

融機関向けエクスポージャー（標準的手法の場合、20%のリスク・ウェイト）として扱うことができる。

以上から、国内基準行が TLAC 債・同順位商品等を保有する場合の扱いは、以下のようになる。

図表 4 国内基準行が TLAC 債・同順位商品等を保有する場合の扱い（案）

		2019年3月30日（※1）まで	2019年3月31日（※2）以降	
自己資本対比5%超	TLAC債	金融機関向けエクスポージャー（※3）	金融機関向けエクスポージャー（※3） （2029年3月30日まで）	○発行体が3メガ持株会社・野村HD・海外G-SIBs ○2019年3月31日に保有し、保有を継続しているもの
	同順位商品		リスク・ウェイト150%	
自己資本対比5%以下			金融機関向けエクスポージャー（※3）	

（※1）野村 HD の発行するものについては、2021 年 3 月 30 日。

（※2）野村 HD の発行するものについては、2021 年 3 月 31 日。

（※3）TLAC 債・同順位商品等の発行体が 3 メガ持株会社・野村 HD の場合、（保有している国内基準行が標準的手法を採用していれば）20%のリスク・ウェイトを適用。

（※4）3 メガ持株会社の発行するものについては、2019 年 3 月 31 日～2024 年 3 月 30 日。野村 HD の発行するものについては、2021 年 3 月 31 日～2026 年 3 月 30 日。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 証券化商品の扱いの見直し（2019年3月31日から）

金融庁は、2018年12月28日に告示等の改正案を公表し（本稿執筆時点で未確定）、証券化商品に係る資本賦課の枠組みを見直すこととしている。2019年3月31日から適用される。

見直し案では、証券化商品のリスク・ウェイトは、以下の①内部格付手法準拠方式、②外部格付準拠方式、③標準的手法準拠方式、のいずれかで算出されることとなる⁷。さらに、証券化エクスポージャーがSTC（Simple, Transparent and Comparable（簡素で、透明性が高く、比較可能））要件を満たす場合、リスク・ウェイトが軽減される。

⁷ 内部格付手法採用行は、適格格付機関の格付が付されていない一定の証券化エクスポージャーの場合は、ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完等について、内部評価方式を適用できる（金融庁長官の承認が必要）。同方式では、内部格付手法採用行の内部評価を適格格付機関の格付に紐付け、外部格付準拠方式に準じてリスク・ウェイトを算出する。

図表5 証券化商品に係る資本賦課方式（案）

算出方式	概要
① 内部格付手法準拠方式	銀行（内部格付手法採用行）が裏付資産を直接保有しているとみなして算出した所要自己資本率に基づき、所定の算式でリスク・ウェイトを算出
② 外部格付準拠方式	適格格付機関の格付に応じたリスク・ウェイト（下表）を適用
③ 標準的手法準拠方式（※）	①と同様、銀行が裏付資産を直接保有しているとみなして算出した所要自己資本率に基づき、所定の算式でリスク・ウェイトを算出（①よりも算式が簡素化）

（※）再証券化エクスポージャーは、標準的手法準拠方式のみ適用される。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

外部格付	原則				STC要件を満たす場合			
	シニア・トランシェ		非シニア・トランシェ		シニア・トランシェ		非シニア・トランシェ	
	残存期間		残存期間		残存期間		残存期間	
	1年	5年	1年	5年	1年	5年	1年	5年
AAA	15%	20%	15%	70%	10%	10%	15%	40%
AA+	15%	30%	15%	90%	10%	15%	15%	55%
AA	25%	40%	30%	120%	15%	20%	15%	70%
AA-	30%	45%	40%	140%	15%	25%	25%	80%
A+	40%	50%	60%	160%	20%	30%	35%	95%
A	50%	65%	80%	180%	30%	40%	60%	135%
A-	60%	70%	120%	210%	35%	40%	95%	170%
BBB+	75%	90%	170%	260%	45%	55%	150%	225%
BBB	90%	105%	220%	310%	55%	65%	180%	255%
BBB-	120%	140%	330%	420%	70%	85%	270%	345%
BB+	140%	160%	470%	580%	120%	135%	405%	500%
BB	160%	180%	620%	760%	135%	155%	535%	655%
BB-	200%	225%	750%	860%	170%	195%	645%	740%
B+	250%	280%	900%	950%	225%	250%	810%	855%
B	310%	340%	1050%	1050%	280%	305%	945%	945%
B-	380%	420%	1130%	1130%	340%	380%	1015%	1015%
CCC+								
CCC	460%	505%	1250%	1250%	415%	455%	1250%	1250%
CCC-								
CCC-未満	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

外部格付準拠方式では、証券化エクスポージャーの残存期間が1年と5年の場合についてリスク・ウェイトが定められており、残存期間が1年と5年の間の場合、1年と5年の各リスク・ウェイトを用いて線形補完によって算出される⁸。また、非シニア・トランシェの場合、全トランシェに占める割合（厚み）を勘案して表内のリスク・ウェイトを調整する⁹。

⁸ 例えば残存期間が3年の場合、1年と5年の各リスク・ウェイトの平均値を適用する。また、残存期間が1年を下回る場合は1年、5年を超える場合には5年と扱う。

⁹ トランシェの厚みがx%の場合、表内のリスク・ウェイトに(1-x%) (x%が50%を上回る場合は50%)を掛けた値(15%が下限)が適用されるリスク・ウェイトである。

STC 要件には、原資産の特性が同質であること、投資家が原資産とリスク特性が類似する資産の損失実績の情報を入手可能であること、原資産に延滞債権が含まれていないこと、オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を保有していること、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャー¹⁰でないこと、原資産のリスク・ウェイトが一定水準以下であること¹¹、個々の原資産が占める割合が1%以下であること、など様々な要件が定められている。

見直し案では、銀行に対して、証券化エクスポージャーのリスク特性や裏付資産のリスク特性等の把握等、デュー・ディリジェンスを実施することが求められ、要件を満たさない場合1250%のリスク・ウェイトが適用される。

また、オリジネーターが証券化エクスポージャーの一定額を所定の方法（全トランシェを均等に保有し、合計額が証券化エクスポージャー総額の5%以上保有しているなど）で保有していない場合、上記の方式（図表5）で算出したリスク・ウェイトを3倍した値（1250%が上限）を適用しなければならない¹²。

見直し案により、一定の国内基準行¹³については、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットが、現行制度の下で算出した場合を上回る場合は、経過措置により3年間（2022年3月30日まで）は、見直しによる信用リスク・アセットの増加が一定限度に抑えられる。具体的には、当該上回る部分のうち、以下の額のみを加算した額を信用リスク・アセットの額とすることが認められる¹⁴。

図表6 見直しによる信用リスク・アセットの増加分に関する経過措置（案）

2019年3月31日～ 2020年3月30日	2020年3月31日～ 2021年3月30日	2021年3月31日～ 2022年3月30日
25%相当額	50%相当額	75%相当額

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁰ 不動産の取得又は運用を目的とした事業に対するエクスポージャーで、返済がもっぱら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの。

¹¹ 原資産が抵当権付住宅ローンである場合、原資産の金額加重平均リスク・ウェイトが40%以下であること、原資産が中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーの場合、個々の原資産のリスク・ウェイトが75%以下であること、原資産がその他のエクスポージャーの場合、個々の原資産のリスク・ウェイトが100%以下であることが求められる。

¹² ただし、銀行が2019年3月31日に保有する証券化商品については、銀行が保有を継続していれば、この扱いは適用されない。

¹³ 信用リスク・アセットの額の算出に係る標準的手法を採用し、マーケット・リスク相当額の算出に係る内部モデル方式及びオペレーショナル・リスク相当額の算出に係る先進的計測手法を採用していない国内基準行。

¹⁴ たとえば、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットが、現行制度の下で80億円、見直し案の下では100億円だった場合、2019年3月31日から2020年3月30日までは、80億円＋（100億円－80億円）×25%＝85億円とすることができる。

5. ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の見直し（2019年3月31日から）

銀行が、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（いわゆるファンド）を保有する場合、原則として、ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出すること（ルックスルー方式）が、自己資本比率規制に関する Q&A において定められている。

金融庁は、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課に関して、2018年10月12日に自己資本比率規制に関する告示等の改正案を公表し（本稿執筆時点で未確定）、2019年3月31日から次のように見直すこととしている¹⁵。

図表7 ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式（案）

計算方式	計算方法
①ルックスルー方式	ファンドの組入資産を銀行が直接保有しているとみなして算出
②マンドート方式	①が適用できない場合に、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して算出
③蓋然性方式	①②が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下（又は400%以下）である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%（又は400%）のリスク・ウェイトを適用して算出
④フォールバック方式	①②③が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用して算出

（出所）告示改正案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

銀行（国際統一基準行及び国内基準行）は、標準的手法と内部格付手法のいずれを採用していても上記の4方式が①～④の順番に適用される（例えば、①が適用できない場合に②が適用される）。

6. 安定調達比率規制の導入（国際統一基準行）（2019年3月31日から）

金融庁は、安定調達比率に関して、2018年6月29日、流動性比率規制に関する告示等の改正案を公表し（本稿執筆時点で未確定）、2019年3月31日から国際統一基準行に対して適用するとしている（国内基準行は適用対象外）¹⁶。

安定調達比率とは、「売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるもの」である。具体的には、国際統一基準行は、以下の安定調達比率（連結及び単体）が「100%

¹⁵ 拙稿「ファンド向けエクイティ出資の資本賦課の改正案①制度概要編」（2018年10月17日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181017_020372.html））参照。

¹⁶ 拙稿「安定調達比率に関する告示案の公表」（2018年7月20日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180720_020216.html））参照。

以上」であることが求められる。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{利用可能安定調達額}}{\text{所要安定調達額}}$$

分子の利用可能安定調達額には、安定的な調達資金である一定の自己資本や負債が含まれ、調達資金の額に、調達資金の項目ごとに安定性を考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（安定性が高いほど算入率大きい）。

一方、分母の所要安定調達額には、処分制約のある資産や不良債権などの売却が困難な資産が含まれ、資産の額に、資産の項目ごとに売却の困難さを考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（売却が困難な資産ほど算入率大きい）。

銀行は、四半期ごとに安定調達比率の開示が求められる。100%を下回った場合、当局は銀行に対して報告を求め、必要な場合、業務改善命令を発出する。

7. レバレッジ比率の最低比率基準の導入（国際統一基準行）（2019年3月31日から）

現行制度では、国際統一基準行は、Tier1資本の額を総エクスポージャーの額で割った値であるレバレッジ比率を開示することが求められている。

金融庁は、2018年12月28日に国際統一基準行に対してレバレッジ比率の最低比率基準を導入する告示案等を公表した（本稿執筆時点で未確定）。2019年3月31日から国際統一基準行に対して適用するとしている（国内基準行は適用対象外）。レバレッジ比率の最低比率として3%が求められ、3%を下回った場合、早期是正措置の対象となる。早期是正措置は、レバレッジ比率の水準に応じて、経営健全化計画の提出、総資産の圧縮・増加の抑制、業務の縮小、業務の停止などが定められている。

さらに、総エクスポージャーの額に含まれる、デリバティブ取引等に関する額の算出方法が、自己資本比率規制に関する告示における、派生商品取引の与信相当額の算出方法である SA-CCR（カウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法）に準じた方法に改正されている。

ただし、この見直しについては経過措置が定められており、「当分の間」（具体的期間は不明）、銀行はデリバティブ取引等の額を、現行告示に基づいて算出することができる。また、自己資本比率の算出において、派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式で算出している場合は、デリバティブ取引等の額を現行告示に基づいて算出しなければならない。

加えて、レバレッジ比率の分子である Tier1 資本の額についても、2019年3月31日から3年間、経過措置が定められている。具体的には、バーゼルⅡの告示（2013年3月30日まで適用）

の下で、2010年9月12日より前に発行された一定の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって、バーゼルⅢの告示（2013年3月31日から適用）の下でその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（「適格旧Tier1資本調達手段」）は、時期に応じて以下の額がTier1資本に算入できる。

図表8 Tier1資本に算入できる「適格旧Tier1資本調達手段」の額に関する経過措置（案）

2019年3月31日～ 2020年3月30日	2020年3月31日～ 2021年3月30日	2021年3月31日～ 2022年3月30日
30%相当額	20%相当額	10%相当額

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

8. 金利リスクのモニタリングの見直し（国内基準行）（2019年3月31日から）

金利水準の変動により、銀行が保有する資産・負債の経済的価値が変動するリスクは「金利リスク」と呼ばれ、国内基準行は、金利リスクが自己資本の20%を超えていないか、金融庁によってモニタリングされている（「アウトライヤー基準」と呼ばれる）。

金融庁は、国内基準行についての金利リスクのモニタリングについて、2018年6月8日に監督指針及び開示に関する告示の改正案を公表し（本稿執筆時点で未確定）、2019年3月31日から次の枠内のように見直される¹⁷。

国内基準行については、引き続き金利リスクが自己資本の20%を超えていないか、金融庁によってモニタリングされる。仮に自己資本の20%を超えた場合、金融庁との間で「深度ある対話」が実施される。

監督指針の改正案では、金利リスク（経済的価値の減少額）の計測手法が見直され、計測の際に前提とする金利リスクの変動シナリオと金利ショック幅が変更されている。金利リスク変動シナリオは、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つが定められ、金利ショック幅は通貨ごとに定められており、円は100ベースポイントとされている。

開示に関する告示の改正案では、定性的開示項目が拡充され、流動性預金の平均・最長満期や満期割当て方法（コア預金モデル）等が追加されている。

¹⁷ 拙稿「国内基準行の金利リスクのモニタリング案の公表」（2018年7月25日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180725_020223.html））参照。なお、国際統一基準行についても別途見直しが行われており、すでに2018年3月31日から適用されている。

9. バーゼルⅢ最終合意による見直し（2022年3月31日から）

バーゼル銀行監督委員会は、2017年12月にバーゼルⅢの最終合意に至った¹⁸。最終合意の概要は図表9の通りである。我が国では2022年3月31日から適用される見込みである。

図表9 バーゼルⅢの最終合意における合意事項

信用リスク	標準的手法・内部格付手法の見直し
マーケット・リスク	2016年1月に合意した見直し（※1）の適用開始時期を（2019年から）2022年に延期
オペレーショナル・リスク	標準的手法を見直し、先進的計測手法を廃止
資本フロア	内部モデル手法で算出した場合のリスク・アセットは、標準的手法で算出した場合の72.5%（※2）の水準を下限とする
レバレッジ比率	G-SIBs に対してバッファを導入

（※1）一部の項目については再度見直しが行われ、2019年1月14日に最終的な見直しが公表された。

（※2）水準は、2022年（50%）から2027年（72.5%）まで段階的に引き上げられる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

信用リスクに係る標準的手法の見直しにより、資産等に適用されるリスクウェイトが変更され、例えば株式のリスクウェイトが、現行の100%から250%（投機的な非上場株式の場合は400%）へ引き上げられる（ただし、2027年にかけて段階的に引き上げ）。

信用リスクに係る内部格付手法の見直しでは、内部格付手法を利用できる対象が制限される。株式について標準的手法が義務付けられ、金融機関向け債権や、連結収入が5億ユーロ超の企業向け債権については、「基礎的」内部格付手法又は標準的手法が適用される。さらに、内部格付手法において銀行による推計が認められるパラメーター（デフォルト率（PD）、デフォルト時損失率（LGD））に下限が設定される。

マーケット・リスクの見直しでは、トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し、内部モデル方式について VaR モデルから（テイルリスクを捕捉する）期待ショートフォールへの移行、標準的方式の全般的見直しなどが行われる。

オペレーショナル・リスクの見直しでは、既存の標準的手法、先進的計測手法が廃止され、新しい標準的手法が導入される。新しい標準的手法では、オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本額が、受取利子・配当等、役務取引の損益、金融取引損益（有価証券売買損益等）のそれぞれに所定の掛目をかけた額の合計額に、オペレーショナル・リスクに係る損失実績に基づく乗数をかけた額として算出される。

資本フロアの導入により、内部モデル手法に基づき算出したリスク・アセットの合計額が、標準的手法で算出した場合のリスク・アセットの合計額の一定水準が下限値とされる。資本フロア

¹⁸ 拙稿『「バーゼルⅢ」、ついに最終合意』（2017年12月8日付大和総研レポート

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20171208_012538.html）参照。

の水準は、2022年に50%でスタートし、2027年の72.5%まで段階的に引き上げられる。

レバレッジ比率については、G-SIBs に対して、Tier1 資本で、自己資本比率に関する G-SIBs 上乗せ比率の 50%相当のバッファーが導入される。バッファーを下回った場合、配当等の社外流出が制限される。

(以上)